

## 第1回鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画 策定委員会

日時：平成27年8月1日(土) 午前10時～

場所：鶴岡市総合保健福祉センター

「にこ♡ふる」3階大会議室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. あいさつ

#### 3. 委員紹介（自己紹介）

#### 4. 委員長・副委員長の選出

#### 5. 議 事

(1) これまでの鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画について

(2) 鶴岡市におけるこれからの地域福祉のあり方について

～計画策定の意義～

NPO 法人日本地域福祉研究所 宮城 孝 副理事長

(3) テーマ別部会について

(4) 今後の進め方について

(5) 質 疑

#### 6. その他

#### 7. 閉 会

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員名簿

No.	所 属	役職名	氏名
1	鶴岡市コミュニティ組織協議会	会長	佐藤 智志
2	鶴岡市町内会連合会	理事	佐々木栄三
3	鶴岡市自治振興会連絡協議会	会長	橋本 正輝
4	羽黒区長会	会長	勝木 正人
5	鶴岡市民生児童委員協議会連合会	会長	三浦 辰雄
6	鶴岡市学区・地区社会福祉協議会連絡委員会	副委員長	佐藤美喜雄
7	鶴岡市老人クラブ連合会	会長	小林 達夫
8	鶴岡市ボランティアセンター運営委員会	委員長	櫻井 好和
9	東北公益文科大学	准教授	佐野 治
10	前社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会長		富樫 毅
11	前鶴岡市子育て支援推進委員会委員長		佐藤しおり
12	前鶴岡まちづくり塾鶴岡グループ代表		石原和香子
13	山形県立こころの医療センター	院長	神田 秀人
14	鶴岡手をつなぐ親の会	会長	橋本 廣美
15	一般社団法人鶴岡地区医師会	理事	武田 憲夫
16	山形県弁護士会 高齢者・障害者に関する委員会		池田 徳博
17	介護保険事業者連絡協議会 居宅支援事業者部会	部会長	佐藤 真紀
18	鶴岡地区特養連絡協議会		佐藤佐保子
19	公益社団法人鶴岡青年会議所	理事長	吉宮 哲史
20	自立支援センターふきのとう	代表世話人	白幡 康則
21	地域おこし協力隊		田口比呂貴
22	鶴岡市保健衛生推進員会連合会	会長	千田 洋子
23	特定非営利活動法人つるおかランド・バンク	理事長	阿部 俊夫
24	鶴岡市消防団	副団長	照井 和

鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画策定事務局名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	相 澤 康 夫	鶴岡市健康福祉部長	
2	斎 藤 功	鶴岡市健康福祉部 福祉課長	
3	叶 野 明 美	鶴岡市藤島庁舎 市民福祉課長	
4	押 井 新 一	鶴岡市羽黒庁舎 市民福祉課長	
5	山 口 弘 男	鶴岡市櫛引庁舎 市民福祉課長	
6	佐 藤 美 鈴	鶴岡市朝日庁舎 市民福祉課長	
7	石 塚 み さ	鶴岡市温海庁舎 市民福祉課長	
8	五十嵐英晃	鶴岡市健康福祉部 福祉課長補佐（兼）地域福祉主査	
9	石 田 吟	鶴岡市健康福祉部 福祉課 地域福祉主査	
10	工藤真由美	鶴岡市健康福祉部 福祉課 地域福祉係専門員	
11	白 幡 一 郎	鶴岡市健康福祉部 福祉課 地域福祉係主事	
12	小 島 宣 子	鶴岡市健康福祉部 福祉課 地域福祉係主事	
13	菅 原 淳	鶴岡市社会福祉協議会事務局長	
14	半 澤 活	鶴岡市社会福祉協議会事務局参事（兼）地域福祉課長（兼）ボランティアセンター長	
15	齋 藤 元 雄	鶴岡市社会福祉協議会事務局参事（兼）生活支援課長（兼）生活自立支援センター長	
16	多 田 隆 佳	鶴岡市社会福祉協議会藤島福祉センター長	
17	佐 藤 美 恵	鶴岡市社会福祉協議会羽黒福祉センター長	
18	佐 藤 律 子	鶴岡市社会福祉協議会櫛引福祉センター長	
19	奥 山 和 行	鶴岡市社会福祉協議会朝日福祉センター長	
20	万 年 由 美	鶴岡市社会福祉協議会温海福祉センター長	
21	今 野 良 一	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係長	
22	笹 原 陽 子	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係長（兼）ボランティアセンター係長	
23	大 戸 智 博	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係主任	
24	粕 谷 香 織	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係主任	
25	東 海 林 智 子	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係副主任	
26	佐 々 木 洋	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係主事	

## 鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 鶴岡市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員26人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (部会)

第6条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

## 鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成27年8月1日 制定

### (設置)

第1条 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会は、市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 鶴岡市地域福祉活動計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員26人以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。